

新エネルギー調査特別委員会 調査の進め方について

■目的達成型の特別委員会

平成 21 年度から、特別委員会を目的達成型とするため、「調査期間をあらかじめ設定」し、「調査事項は重要かつ緊急性の高い県政課題等」とし、「常任委員会との所管事項との関係を明確に整理調整」し、「課題を絞って調査を行ったうえ」で、「調査結果は委員長報告に加え、課題解決に向けて政策提言を行うなど、多様な活用を図る」こととされている。

これらの趣旨を踏まえて特別委員会の運営をはかる必要がある。

■所管事項（新エネルギー等に関する調査）の調査範囲について

資料 3 により協議

どこまでを調査範囲とするか。

■重点調査項目について

資料 3 及び資料 4 により協議

重点調査項目を何にするか。

■最終目標について

新エネルギー調査特別委員会 進め方イメージ（案）により協議

いつまでに何をするか。

■具体的な調査方法等について

新エネルギー調査特別委員会 進め方イメージ（案）により協議のうえ資料 2 に反映

いつ何をするか。